

大阪広域環境施設組合規則第3号

大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会規則（平成27年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪広域環境施設組合個人情報保護<u>審議会</u>規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第61条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合個人情報保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）</u>の組織及び運営並びに調査審議の手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第2条 <u>審議会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、<u>審議会</u>を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>[3 略]</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 <u>審議会</u>の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決</p>	<p>大阪広域環境施設組合個人情報保護<u>審査会</u>規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）第56条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）</u>の組織及び運営並びに調査審議の手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第2条 <u>審査会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、<u>審査会</u>を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>[3 同左]</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 <u>審査会</u>の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審査会</u>の議事は、出席委員の過半数で決</p>

<p>し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 <u>審議会</u>の庶務は、総務課において処理する。</p>	<p>し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第4条 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 <u>審査会</u>の庶務は、総務課において処理する。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。